

令和7年度社会福祉施設等整備費補助金対象事業募集要項

1 募集対象事業

募集対象事業は、姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱等の規定により補助の対象となる事業のうち、「令和7年度姫路市社会福祉施設等整備方針」に該当する事業とします。

2 応募資格

次の全てを満たす者

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱、姫路市社会福祉施設等整備補助金交付要綱が補助の対象とする事業を計画する法人であって、「令和7年度姫路市社会福祉施設等整備方針施設整備方針」に基づく事業を計画する者
- (2) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱、姫路市社会福祉施設等整備補助金交付要綱その他の法令の規定により補助金の交付を受けることができないとされていない者
- (3) 市税を滞納していないこと

3 応募可能な事業の数

申請を行う法人が、応募することのできる事業（整備計画）の総数は、1施設に係る事業（整備計画）を上限とします。

4 提出書類

- (1) 障害者支援施設等整備計画書（指定様式）
- (2) 位置図、平面図（整備前も含む）
- (3) 決算書等（直近3年の法人の財務状況等がわかる書類）
- (4) 資金計画書
- (5) 施設整備工程表
- (6) 関係部署との協議記録

5 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時（必着）

6 提出部数 1部

（提出書類のうち1部を郵送し、電子ファイルを電子メールで送付すること）

7 提出先

姫路市役所 障害福祉課 請求担当（担当：嶋田）

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話（079）221-2454 FAX（079）221-2374

電子メール syogaif@city.himeji.hyogo.jp

8 書類提出に当たっての留意事項

- (1) 提出期限において書類に不備がある場合は、計画書を受理しません。
- (2) 本応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもと、立案してください。やむを得ず変更が生じた場合であっても、提出後の提出書類の変更は、令和6年7月12日（金）午後5時までとします。

9 失格事由

応募者が以下の事由に該当した場合は、応募資格を失い審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本市が必要に応じて提出を求めた書類等を正当な理由なく拒んだ場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるおそれのある行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反すると認められる行為があった場合
- (5) 暴力団員を代表者又は役員に含む場合
- (6) 施設整備費や施設運営費等の寄付金を施設利用者又は利用者の家族等へ強要した場合
- (7) 市の示したヒアリングに欠席又は遅刻した場合

10 選定方法

障害福祉課において、「整備することが適当」な事業（以下「選定事業」という。）を採択及び優先順位を選考するため、ヒアリングを実施します。

(1) 採択及び優先順位の審査方法

ア 審査は、提出書類及びヒアリングによるものとし、次の評価項目及び評価基準に基づき評価し、総合評価点で算出する方法により行います。

イ 評価は、障害福祉課において行います。

審査の結果、総合評価点が最も高く、最低点を満たした事業者を選定事業者とします。最低点を満たす次点以降の事業者は、想定される国庫補助の予算規模、過去の交付実績等を勘案し、協議を終了する場合があります。

(2) 評価項目及び評価基準

	評価項目	配点
書面審査	法人の適格性	12

	施設整備計画の確実性	1 6
	国庫補助の必要性	4
プレゼンテーション	施設整備の必要性	4 0
	合計	7 2 点

(3) 書面審査における主な評価基準及び得点化方法

評価項目	配点
問題ない	2
改善が見込まれる	0
改善が確実でない	0 (-5)
不適當である	-10

事業の確実な実施が見込めない場合は、配点にマイナスをつけています。

(4) プレゼンテーションにおける評価項目

評価項目	配点
施設整備の必要性	1 0
国庫補助の必要性	1 0
施設整備計画の設計図面について	5
施設整備に伴う利用者への処遇改善について	5
施設整備後の安定的な運営について	5
事業所の独自の取組について	5

ア プレゼンテーションは、事業者が上記評価項目を説明していただきます。

イ プレゼンテーションは、30 分間を予定しています。日時場所は、別途お知らせします。

(5) 最低点 4 0 点

11 その他留意事項

- (1) 対象となる事業は、令和 7 年度に整備を行うもので、原則、令和 7 年度内に事業完了予定のものとし、既に整備に着手しているものについては対象となりません。土地の取得、造成、備品、外構等に係る経費については補助対象となりません。
- (2) 計画書提出時に、建物の建設が不確実な計画は、協議の対象としません。
- (3) 土砂災害警戒区域等、施設整備を行うことが適当でない立地条件である場合には、補助対象としません。
- (4) 設計費用などの施設整備計画に係る諸経費については、全て法人の負担となります。採択されない場合にも、その諸経費に関する補助等はいりません。
- (5) 選定事業であっても、当該選定事業が国庫補助金の交付対象とならない場合、市補助金は交付しません。
- (6) 選定事業であっても、国庫補助金の交付見込額が当初協議額を下回ることが見込ま

れる場合等には、補助金の交付決定を行わない場合があります。なお、国庫補助金の交付見込額が当初協議額を下回った場合は、次のとおり取り扱うものとします。

ア 国庫補助金の交付見込額に応じて、補助金の交付額を算出します。補助金の交付額が当初協議額を下回った場合であっても、補助金の交付額は、国庫補助金の交付見込額に応じて算出した市補助金額が上限となります。

- (7) 選定事業であっても、国予算等の状況、国が実施する募集事業の内容等により、国庫補助金の交付が見込めない場合には、国庫補助協議（市が国に協議書を提出することを行います。以下同じ。）の対象としない場合があります。
- (8) 事業着手は国の補助金交付決定（例年 7 月頃）を受け、市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和 7 年度からとなりますので、事業計画策定に当たって御留意ください。
- (9) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分（転用、取り壊し等）制限等がかかることや補助金の返還が求められることがあります。
- (10) 選定事業であっても、姫路市の予算措置がされない場合がありますので、ご注意ください
- (11) 国の令和 6 年度補正予算による国庫補助の追加募集がある場合は、選定事業者のうち、希望する事業者について国庫補助協議を行います。